

下水道事業の再評価実施要領細目

第1 目的

「下水道事業の再評価実施要領細目」は、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」に基づき、下水道事業の再評価を実施するための細目を参考としてまとめたものであり、下水道事業の効率的・効果的实施並びにその過程の透明性・客観性の一層の向上を図ることを目的とする。

第2 適用範囲

下水道事業の再評価の実施に当たっては各事業主体（独立行政法人を含む。）が当該事業の経緯、地域固有の条件、事業特性等を勘案しつつそれぞれの事業に応じた方法でこれを行うこととする。本細目は、標準的な下水道事業を対象として再評価を実施する場合を想定し、再評価の実施主体の参考となるよう策定したものである。事業特性等個別の事情により、本細目によることが適切でない場合については、再評価の実施主体において別途適切な方法を講じ、再評価を実施しなければならない。

第3 再評価の対象とする事業の範囲

1 対象事業

- ・公共下水道事業
- ・特定公共下水道事業
- ・特定環境保全公共下水道事業
- ・流域下水道事業
- ・都市下水路事業

但し、管理に係る事業等は再評価の対象から除外する趣旨に鑑み、新たな機能の付加・改良を伴わない単純な更新のみを行う事業については対象事業から除外する。

2 再評価の実施主体

再評価の実施主体は、事業の実施主体とする。

- ・公共下水道事業、特定公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、都市下水路事業については、原則として市町村又は一部事務組合とする。都道府県代行制度により事業を実施している場合においては、都道府県の協力を得たうえで市町村とする。
- ・流域下水道事業については、流域関連の公共下水道及び特定環境保全公共下水道の事業主体である市町村又は一部事務組合の協力を得たうえで都道府県とする。

- ・独立行政法人が事業を直接施行している場合においては、下水道管理者である地方公共団体と十分な調整を図ったうえで独立行政法人とする。

第4 再評価を実施する事業

1 事業単位の取り方

- ・事業箇所毎に全体計画を対象として再評価を実施する。

全体計画に含まれる地方公共団体の単独事業については、これを含めたうえで一体的に評価を行う。

なお、独立行政法人が直接施行している事業については、当該事業箇所毎に再評価を実施する。

- ・流域下水道事業は、原則として処理区（分流式の雨水については排水区）を単位にして評価を実施する。

なお、流域下水道事業については、流域関連の公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業と一体的に評価を行うとともに、排水区の地形特性・被害実態等を勘案し、関連する排水区を一括して評価を行うことができるものとする。

- ・公共下水道事業、特定公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業（いずれも流域関連の事業を含む）は、原則として処理区（分流式の雨水について排水区）を単位にして評価を行う。

但し、小規模な事業については、市町村単位で一括して評価を行うとともに、排水区の地形特性・被害実態等を勘案し、関連する排水区を一括して評価を行うことができるものとする。

- ・公共関連の特定環境保全公共下水道事業については、公共下水道事業と一体的に評価を行う。

- ・都市下水路事業は、事業箇所を単位として評価を行う。

但し、近接して1市町村内に複数の都市下水路事業がある場合においては、流域単位に一括して評価を行うことができるものとする。

2 事業採択、未着工の定義

(1) 事業採択

「事業採択」とは、「事業費が予算化された時点」とする。「事業費が予算化された」とは、当該事業の補助対象事業費が財政法第34条の2第1項の規定に基づき財務大臣の承認を受けたことをいう。

(2) 用地買収手続きに着手していない事業

「用地買収手続きに着手していない事業」とは、「用地買収の契約が1件も成立していない事業」とする。

(3) 工事に着手していない事業

「工事に着手していない事業」とは、「現地における工事用測量及び地質調査等に着手していない事業」とする。

3 事業採択後5年間を経過した時点で着手済みの事業について、再評価の実施の必要性を判断する際の視点

以下の項目により事業が順調に進展しているか確認し、再評価の実施の必要性を判断するものとする。

(1) 関連計画及び関連事業の状況

上位計画等の変更の有無、関連事業の進捗状況。

(2) 事業の進捗状況

下水道法第4条第1項の規定に基づき国土交通大臣の認可を受けた事業計画（以下「事業計画」という。）と当該時点における事業の進捗状況の比較。

(3) 地元情勢

事業に係る地権者及び周辺住民の事業に対する協力等の状況。

4 社会経済情勢の急激な変化及び技術革新等により、再評価の実施の必要性を判断する際の視点

上位計画等の変更、関連事業の休止・中止等、社会経済情勢の急激な変化及び技術革新等があった場合には、3.の指標及び以下に基づき、再評価の実施の必要性を判断するものとする。

(1) 技術革新

新技術等の技術革新の事業手法等への適用の有無。

5 事業採択後5年間を経過した事業及び再評価実施後5年間を経過した事業について、再評価の評価手法を選択する際の視点

第3の1で定める全ての事業を対象に、3.に掲げる項目について評価手法選定表により確認を行い、評価手法を選択する。確認の結果、全ての項目について順調に進展していると認められる場合には第6の2に定める「チェックリスト等による評価手法」によるものとし、それ以外の場合については第6の1に定める「詳細な評価手法」によるものとする。

その際、下水道事業は、事業単位が市町村又は複数市町村にわたる広域的なものであること、事業内容が汚水処理、浸水対策、高度処理、処理水及び汚泥の有効利用等と多彩なことなどから、当初より長期的な計画を策定し、段階的に整備を行っていくことが効率的であること、このため事業期間が必然的に10年を越えることが多いことなどを踏まえた上で再評価の評価手法を選択し、効率的な再評価を行う必要がある。

なお、評価手法選定表については、別に定める。

また、複数の処理区又は排水区を有する市町村については、再評価実施時期を揃え

るため、再評価を実施する処理区又は排水区に合わせてその他の処理区又は排水区の再評価を行うことができるものとし、流域関連の公共下水道及び特定環境保全公共下水道事業については、流域下水道事業の再評価時において、一体として再評価を実施できるものとする。

6 下水道法に基づく事業計画変更の扱い

事業採択後、事業計画の変更が行われた事業のうち、新たに追加された処理区については、「事業費が予算化された時点」を「事業計画の変更が行われた時点」に読み替えることとする。

第5 再評価の実施及び結果等の公表

1 再評価の実施手続き

(1) 評価の実施部局

再評価の実施主体は、事業主体である地方公共団体及び独立行政法人であり、そのうち、下水道事業の所管部局が中心となって再評価を実施する。

(2) 再評価に係る資料

再評価に係る資料は、以下の通りとする。なお、必要に応じ資料の追加等ができるものとする。

① 事業概要

事業名、処理区名及び面積 (ha 単位)、処理施設の名称、処理方法、処理能力 (晴天時日最大、雨天時日最大)、計画処理人口、事業採択年度、事業費 (補助対象事業費、単独事業費)

② 再評価に関する指標

第6の1に定める指標とする。

但し、チェックリスト等による評価手法による場合は、第6の2に定める項目とする。

(3) 事業評価監視委員会に提出する資料

事業評価監視委員会に提出する資料は、以下の通りとする。

① 再評価に係る資料

② 対応方針 (事務局案)

③ 再評価を実施する事業の一覧表

(4) 再評価の実施時期

事業主体は、当該年度に再評価を実施した事業について、毎年11月末日までに再評価に係る資料を作成し、対応方針を決定したうえで補助金交付等に係る要求を行う。その際、再評価に係る資料及び対応方針を併せて提出する。

なお、再評価の実施主体は、補助金交付等に係る要求に当たっては、再評価結果、

対応方針等について公表する。

(5) 再評価結果等の提出先

再評価に係る資料及び対応方針の提出先は、必要に応じて当該補助事業を所管する地方支分局等を経由して、国土交通省都市・地域整備局下水道部下水道事業課とする。

2 評価結果，対応方針等の公表

(1) 公表内容

国土交通省都市・地域整備局下水道部及び地方支分部局等は、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」第4の2項に従い、再評価の実施主体から提出された資料等をもとに当該事業の補助金交付に関する対応方針を決定し、翌年度予算の実施計画策定時に以下の資料を公表する。

- ・再評価を実施した事業
- ・対応方針
- ・事業評価監視委員会における意見の具申内容等結論に至った経緯

(2) 公表方法

公表は、記者発表、国土交通省都市・地域整備局下水道部における閲覧等によるものとする。

第6 評価の方法

1 詳細な評価手法の設定

再評価は、以下の指標に基づき実施するものとする。

(1) 事業の進捗状況に関する指標

- ・進捗率
- ・処理場用地の取得状況
- ・施設の供用状況
- ・供用開始区域の接続状況
- ・地元情勢等

(2) 事業を巡る社会経済情勢等の変化に関する指標

- ・社会経済情勢
- ・自然環境条件
- ・計画変更の有無及びその程度

(3) 費用効果分析

- ・費用効果分析の実施

原則として再評価を実施する全事業について、費用効果分析を実施するものとする。

なお、事業採択時において実施した費用効果分析の要因に変化が見られない場合で、かつ、事業規模に比して費用効果分析に要する費用が著しく大きい等費用効果分析を実施することが効率的でない判断できる場合にあっては、再評価実施主体は、費用効果分析を実施しないことができるものとする。

(4) コスト縮減や代替案立案等の可能性に関する検討

- ・コスト縮減方策
- ・代替案の検討

なお、各指標に関する詳細な事項及び対応方針を決定する際の判断基準等（以下「評価手法」という。）については、別に定める。

但し、再評価の実施主体はこれらの評価手法を参考に、個別事業の特性に応じて評価手法を設定できるものとする。

2 チェックリスト等による評価手法の設定

第4の5において、チェックリスト等による評価手法を選択するものとされた事業については、以下の項目についてチェックリスト等により確認を行い、事業の継続の必要性を判断するものとする。

- ・事業の進捗率
- ・処理場用地の取得状況
- ・施設の供用状況
- ・供用開始区域の接続状況
- ・地元情勢の著しい変化の有無
- ・社会経済情勢の著しい変化の有無
- ・自然環境条件の著しい変化の有無
- ・全体計画の変更の有無
- ・費用効果分析の結果

原則として再評価を実施する全事業について、費用効果分析を実施するものとする。

なお、事業採択時において実施した費用効果分析の要因に変化が見られない場合で、かつ、事業規模に比して費用効果分析に要する費用が著しく大きい等費用効果分析を実施することが効率的でない判断できる場合にあっては、再評価実施主体は、費用効果分析を実施しないことができるものとする。

第7 施行期日

- 1 本細目は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成19年11月22日に改定された下水道事業の再評価実施要領細目は廃止する。